

選 択 約 款 変 更 届 出 書

営 計 発 第 13 号
平成 28 年 1 月 13 日

経済産業大臣 林 幹雄 殿

高松市丸の内 2 番 5 号
四 国 電 力 株 式 会 社
取締役社長 佐 伯 勇 人

次のとおり選択約款を変更したので、電気事業法第 19 条第 12 項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日	平成 28 年 2 月 1 日

別 紙

低圧蓄熱調整契約

(選択約款)

平成 28 年 2 月 1 日実施

四国電力株式会社

低 圧 蓄 熱 調 整 契 約

目 次

1	目 的	1
2	選択約款の届出および変更	1
3	適 用 範 囲	1
4	季節区分および時間帯区分	1
5	料 金	2
6	夜間使用電力量の計量	4
7	そ の 他	5
附	則	6

1 目 的

この選択約款は、蓄熱式冷暖房機器等の使用によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成28年1月13日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

供給約款の低圧電力の適用範囲に該当し、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、4（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、この選択約款実施の際現に選択約款の低圧蓄熱調整契約（平成26年1月24日届出。）の適用を受けている場合に適用いたします。

4 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

- (2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼 間 時 間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

5 料 金

各月の料金は、供給約款の低圧電力または選択約款の低圧季節別高負荷率型電力もしくは低圧季節別時間帯別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から、次により算定された蓄熱割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものいたします。

(1) 蓄 熱 割 引 額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

イ 低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{低圧電力の使用電力量}}{\text{1キロワット時当たり}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{夏季料金またはその他季料金}} \times (4)\text{イの蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力の使用電力量1キロワット時当たり夏季料金および(4)イの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力の使用電力量1キロワット時当たりその他季料金および(4)イのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ 低圧季節別高負荷率型電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{低圧季節別高負荷率型電力の使用電力量}}{\text{1キロワット時当たり}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{夏季料金またはその他季料金}} \times (4)\text{ロの蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧季節別高負荷率型電力の使用

電力量 1 キロワット時当たり夏季料金および(4)ロの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、低圧季節別高負荷率型電力の使用電力量 1 キロワット時当たりその他季料金および(4)ロのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の蓄熱電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ハ 低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\begin{array}{lcl} \text{蓄 熱} & & \text{低圧季節別時間帯別電力の} \\ \text{割引額} & = & \text{使用電力量 1 キロワット時} \\ & & \text{当たり夜間時間料金} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{その 1 月の} \\ \text{蓄熱電力量} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(4)ハの} \\ \text{蓄熱割引率} \end{array}$$

(2) 蓄 熱 電 力 量

蓄熱電力量は、6（夜間使用電力量の計量）によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ負荷移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値をあらかじめ定める場合があります。

(3) 控 除 電 力 量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適當である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社

との協議によって定めるものといたします。

(4) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

イ 低圧電力として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.442
その他季蓄熱割引率	0.386

ロ 低圧季節別高負荷率型電力として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.410
その他季蓄熱割引率	0.292

ハ 低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	0.235
-------	-------

(5) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

6 夜間使用電力量の計量

(1) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

(2) 夜間使用電力量の計量は、供給約款 25（使用電力量の計量）に準じて行ないます。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は、夜間時間の開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。

(3) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における夜間使用電力

量は、供給約款 25（使用電力量の計量）(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(2)に準じて計量した夜間使用電力量を合算してえた値といたします。

(4) 夜間使用電力量の計量は、1 計量をもって行ないます。

(5) 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議がととのった場合には、当該システムの夜間使用電力量は、(1)にかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

7 そ の 他

(1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

(2) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

(3) この選択約款に定めのない事項については、供給約款、選択約款の低圧季節別高負荷率型電力または低圧季節別時間帯別電力に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成28年 2 月 1 日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

供給約款の低圧電力の適用範囲に該当し、冷暖房負荷等の蓄熱運転により、
4（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合には、
平成28年 3 月31日までの期間に限り、3（適用範囲）にかかわらず、この選択約款を適用いたします。

電気事業法施行規則第 26 条第 2 項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容

1 変更を必要とする理由

当社は、電気供給約款が平成 28 年 1 月 13 日届出により変更となったことにともない、この選択約款についても変更することといたしました。

また、平成 28 年 4 月の電力小売全面自由化の開始にあわせ、お客さまにお選びいただける電気料金メニューの見直しを行なった結果、平成 28 年 4 月 1 日以降この選択約款の新規適用は行なわないことといたしました。

つきましては、電気事業法第 19 条第 12 項の規定にもとづき、ここに平成 26 年 1 月 24 日届出の低圧蓄熱調整契約（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

2 選択約款の変更の内容

電気供給約款の変更および平成 28 年 4 月 1 日以降この選択約款の新規適用は行なわないこととしたことにともない、この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。